

平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の規定に基づき、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームで一定の要件を満たすものについては、「サービス付き高齢者向け住宅」として都道府県知事等の登録を受けることができる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>【固定資産税】 サービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅及び賃貸住宅で一定の要件を満たすものに対して課する固定資産税を 5 年間、3 分の 2 を減額する。</p> <p>【不動産取得税】 サービス付き高齢者向け住宅について、</p> <p>① 新築住宅及び賃貸住宅で一定の要件を満たすものを取得した場合、不動産取得税の課税標準から一戸につき 1,200 万円を控除する。</p> <p>② 新築住宅及び賃貸住宅で一定の要件を満たすものに係る土地を取得した場合、不動産取得税の税額から 150 万円又は住宅の床面積の 2 倍に当たる土地面積相当分の価額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>・ 要望内容 本特例措置の適用期限（平成 27 年 3 月 31 日）を 2 年間延長する。</p>	
関係条文	<p>【固定資産税】 地方税法附則第 15 条の 6 第 2 項、第 15 条の 8 第 4 項 地方税法施行令附則第 12 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 21 項、 地方税法施行規則附則第 7 条第 4 項、第 5 項、第 13 項</p> <p>【不動産取得税】 地方税法第 73 条の 14 第 1 項、第 73 条の 24 第 1 項、附則第 11 条第 13 項、第 11 条の 4 第 3 項 地方税法施行令附則第 7 条第 17 項、第 18 項、第 9 条の 2、 地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 15、第 3 条の 2 の 16</p>	
減収見込額	<p>[初年度] - (▲668) [平年度] - (▲738) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 高齢化の進展や、介護保険法において高齢者が住み慣れた地域や家庭で暮らし続ける「地域包括ケアシステム」を推進している中、我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けられる高齢者向け住宅の供給促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置により、①高度のバリアフリー化、②安否確認サービス・生活相談サービスの実施、③高齢者の居住の安定が確保されている入居契約内容が必須要件であるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者に適した住まいの確保を図ることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）において、「高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう、…、サービス付き高齢者向け住宅等の整備」を行うことが位置付けられている。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）工程表において、「サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進」することが位置付けられている。</p> <p>○「住生活基本計画（全国計画）」（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）において、「医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。」ことが位置付けられている。</p>
	政策の達成目標	平成 32 年における高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を 1%とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	平成 28 年度における高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を 0.7%とする。（2 年間で 6 万戸新規供給）
政策目標の達成状況	平成 25 年度における高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合は 0.4%である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	各特例とも平成 27 年度 約 2,000 戸、平成 28 年度 約 2,000 戸
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、市場に供給される住宅を、サービス付き高齢者向け住宅に誘導することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制（所得税、法人税） （租税特別措置法第 14 条、第 47 条、第 68 条の 34） 【特例内容】 5 年間 割増償却 40%（耐用年数 35 年未満は 28%）。 【適用期間】 平成 28 年 3 月 31 日まで</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業（国土交通省） 【要求内容】 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。 【補助対象】 登録されたサービス付き高齢者向け住宅 【補助額】 建築費の 1/10、改修費の 1/3（国費上限 100 万円/戸）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算：住宅の共用部分の整備に対する支援 税制：住宅の専有部分の整備に対する支援</p>
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、初期段階における税負担の軽減を図るものであり、経営立上げ時の支援策としては、他の措置以上に的確かつ必要最小限である。
ページ	29 — 2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【固定資産税】 (※1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用数)</th> <th>(新規減税額)</th> <th>(適用総額)</th> <th>(参考 (※2))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>1,955 戸</td> <td>84,061 千円</td> <td>306,732 千円</td> <td>76,683 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>1,592 戸</td> <td>65,460 千円</td> <td>327,928 千円</td> <td>81,982 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>677 戸</td> <td>28,872 千円</td> <td>310,737 千円</td> <td>77,684 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>877 戸</td> <td>41,146 千円</td> <td>288,371 千円</td> <td>72,092 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1,277 戸 (753 戸</td> <td>46,067 千円 29,119 千円)</td> <td>296,596 千円</td> <td>74,149 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 23 年附則第 7 条第 30 項)</p> <p>※1 総務省「固定資産の価格等の概要調書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による。</p> <p>※2 地方税法附則第 15 条の 6 第 2 項の特例との差額 (推計)。</p> <p>【不動産取得税】 (※3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(家屋控除額)</th> <th>(土地減税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>0 千円</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>13,300,166 千円</td> <td>9,494 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による。</p>	(年度)	(適用数)	(新規減税額)	(適用総額)	(参考 (※2))	平成 20 年度	1,955 戸	84,061 千円	306,732 千円	76,683 千円	平成 21 年度	1,592 戸	65,460 千円	327,928 千円	81,982 千円	平成 22 年度	677 戸	28,872 千円	310,737 千円	77,684 千円	平成 23 年度	877 戸	41,146 千円	288,371 千円	72,092 千円	平成 24 年度	1,277 戸 (753 戸	46,067 千円 29,119 千円)	296,596 千円	74,149 千円	(年度)	(家屋控除額)	(土地減税額)	平成 23 年度	0 千円	0 千円	平成 24 年度	13,300,166 千円	9,494 千円
(年度)	(適用数)	(新規減税額)	(適用総額)	(参考 (※2))																																				
平成 20 年度	1,955 戸	84,061 千円	306,732 千円	76,683 千円																																				
平成 21 年度	1,592 戸	65,460 千円	327,928 千円	81,982 千円																																				
平成 22 年度	677 戸	28,872 千円	310,737 千円	77,684 千円																																				
平成 23 年度	877 戸	41,146 千円	288,371 千円	72,092 千円																																				
平成 24 年度	1,277 戸 (753 戸	46,067 千円 29,119 千円)	296,596 千円	74,149 千円																																				
(年度)	(家屋控除額)	(土地減税額)																																						
平成 23 年度	0 千円	0 千円																																						
平成 24 年度	13,300,166 千円	9,494 千円																																						
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>同上</p>																																							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を通じて、市場に供給される住宅を、サービス付き高齢者向け住宅に誘導することができる。</p>																																							
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 26 年度における高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を 0.5%とする。 (2 年間で 6 万戸新規供給)</p>																																							
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 25 年度における高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合は 0.4%であり、現行のペースを維持すれば平成 26 年度における目標の達成が可能である。</p>																																							
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 13 年度 創設 平成 16、18、20 年度 延長 平成 21 年度 拡充 平成 22 年度 延長 平成 23 年度 延長・拡充 (制度の見直し) 平成 25 年度 延長</p>																																							
<p>ページ</p>	<p>29 — 3</p>																																							